

職種「事務」職務名「ICT」の任用・給与制度について(案)

I 趣旨

国のデジタル庁創設や自治体のDX(デジタルトランスフォーメーション)推進などの最近の動向を踏まえ、特別区における行政のデジタル化の実現に向けて、ICT人材の確保を図るため、職種「事務」職務名「ICT」を新設することに伴い、任用制度及び給与制度を以下のとおり定める。

II 任用制度

1 職名等

(1) 職種・職務名

職種表に職種「事務」職務名「ICT」を新設し、職務分類基準(I)を適用する。

区分	職種	職務名	主な職務内容の表示
事務系	事務	一般事務	一般行政事務の職務
		ICT	情報通信技術に関する事務の職務

(2) 標準的な職

職種「事務」職務名「一般事務」と同様とする。

(3) 標準職務遂行能力

職種「事務」職務名「一般事務」と同様とする。

2 採用

採用資格基準

職種「事務」職務名「ICT」の採用資格基準については、日本国籍を有する者で、当該職の任用予定日の前日において下表の要件を満たすこととする。

採用区分	受験年齢、方法等		
	年齢	経験・資格・免許	方法等
I類	職種「事務」職務名「一般事務」と同様とする。	<div style="text-align: center;"> </div>	特別区人事委員会において定める。
経験者A 〈1級職〉			
経験者B 〈主任〉			
経験者C 〈係長級〉			

※ 経験者C〈係長級〉については、当分の間の採用区分とする。

※ 民間企業等における業務従事歴の対象とする期間については、満22歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の期間に限る。

※ 民間企業等における業務従事歴の対象とする業務の内容については、特別区人事委員会が定める。

3 昇任

(1) 昇任資格基準

職種「事務」職務名「ICT」の昇任資格基準については、当該職の任用予定日の前日において下表の要件を満たすこととする。

職務の級	2級職	3級職	4級職	5級職	6級職
受験資格	職種「事務」職務名「一般事務」と同様とする。			【I類】 2級職以上6年以上、55歳未満 [経験者C<係長級>採用] 3級職以上2年以上、55歳未満 【II類】 職種「事務」職務名「一般事務」と同様とする。	職種「事務」職務名「一般事務」と同様とする。

(2) 任用資格基準

職種「事務」職務名「ICT」の職員を上位の職務の級に任用するために必要な最低資格年数は、下表に定めるとおりとする。

この場合において、表に掲げる数字は、当該職務の級に任用されるための最低資格年数で、それぞれ直近下位の職務の級における必要在職年数を示す。

採用区分 \ 職務の級	1級職	2級職	3級職	4級職	5級職	6級職
I類	職種「事務」職務名「一般事務」と同様とする。					
経験者A<1級職>						
経験者B<主任>						
経験者C<係長級>	—	—	0	7	2	6

※ 管理職選考「I類」の合格者の、4級職への任用資格については、表に掲げる資格年数にかかわらず、3級職の在職年数を2年とする。

4 管理職選考

職種「事務」職務名「一般事務」と同様とする。

5 転職

職種「事務」職務名「一般事務」と同様とする。

6 退職

職種「事務」職務名「一般事務」と同様とする。

7 人事交流

職種「事務」職務名「一般事務」と同様とする。

8 再任用

職種「事務」職務名「一般事務」と同様とする。

Ⅲ 給与制度

1 給料表

行政職給料表（一）とする。

2 初任給基準

試験（選考）	初任給
I 類	職種「事務」職務名「一般事務」と同様とする。
経験者 A 〈1 級職〉	
経験者 B 〈主 任〉	
経験者 C 〈係長級〉	3 級 33 号給

3 級別資格基準

試験（選考）	職務の級			
	1 級	2 級	3 級	4 級
I 類	職種「事務」職務名「一般事務」と同様とする。			
経験者 A 〈1 級職〉				
経験者 B 〈主 任〉				
経験者 C 〈係長級〉	—	—	0	7

※ 管理職選考合格者の 4 級の欄の適用については、同欄中「7」とあるのは、「2」とする。

4 諸手当

職種「事務」職務名「一般事務」と同様とする。

5 その他の給与制度

職種「事務」職務名「一般事務」と同様とする。

Ⅳ 適用時期

令和 5 年度からとする。

障害者を対象とする特別区職員採用選考 における受験資格の改正について(案)

1 趣旨

障害者雇用促進法の趣旨や他団体の状況等を踏まえ、特別区においても障害者の雇用機会を拡大するため、障害者採用選考における受験上限年齢について見直しを行う。

2 内容

選考区分「事務」の受験資格における年齢要件の上限部分について、現行の32歳未満から、以下のとおり改正する。

選考年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度以降
年齢要件の上限部分	<u>61歳未満</u>		<u>62歳未満</u>		<u>63歳未満</u>		<u>64歳未満</u>		<u>65歳未満</u>

3 適用時期

令和5年度からとする。

就職氷河期世代を対象とする採用制度の 実施期間の延長について(案)

1 趣旨

就職氷河期世代である者の就職機会の拡大及び特別区における職員構成の均衡を引き続き図るため、就職氷河期世代を対象とする採用制度の実施期間を延長する。

2 内容

就職氷河期世代を対象とする採用制度の実施期間を2年間延長する。

3 適用時期

令和5年度からとする。

定年引上げに伴う昇任資格基準の改正について(案)

1 趣旨

地方公務員法改正による定年引上げを受け、高齢期職員のモラル維持及び意欲と能力のある高齢期職員の活用を図るとともに、高齢期職員の多様な働き方の選択肢を確保するため、昇任資格基準の改正を行う。

2 内容

以下の選考等の受験資格における年齢要件の上限部分を、定年引上げに合わせ、2年に1歳ずつ5歳引き上げる。

(1) 行政系

年度	令和4年度(現行)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度以降
主任職昇任選考【種別C】	53歳未満	54歳未満	55歳未満	56歳未満	57歳未満	58歳未満	59歳未満	60歳未満	61歳未満	62歳未満
係長職昇任能力実証【種別A・B】	58歳未満	59歳未満	60歳未満	61歳未満	62歳未満	63歳未満	64歳未満	65歳未満	66歳未満	67歳未満
課長補佐職昇任能力実証										

(注) 主任職昇任選考【種別C】の受験資格における年齢要件の上限部分については、当分の間、上記に定める年齢に5歳加算する。

(2) 技能系・業務系

年度	令和4年度(現行)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度以降
技能主任職昇任選考	58歳未満	59歳未満	60歳未満	61歳未満	62歳未満	63歳未満	64歳未満	65歳未満	66歳未満	67歳未満
技能長職昇任選考										
統括技能長職昇任選考										

(3) 幼稚園教育職員

年度	令和 4年度 (現行)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13年度 以降
主任教諭選考	60歳未満	61歳未満	62歳未満	63歳未満	64歳未満	65歳未満				

3 適用時期

令和5年度からとする。

職員の申告に基づく4週以内の 変形労働時間制適用職員の給与の取扱いについて

1 趣旨

職員のワークライフバランスの実現と併せて、生産性高く効率的に業務を遂行できるよう、現行の変形労働時間制のうち、職員の申告に基づくものであって、2に記載の範囲内のものに係る給与の取扱いについて定める。

2 3に記載の給与上の取扱いに係る範囲

項目	取扱い
単位期間	4週間を超えない範囲内 なお、年度をまたぐ単位期間は設定しない。
対象職員	全職員(育児短時間勤務職員、会計年度任用職員を除く。)
対象職場	官庁執務型勤務職場
コアタイム	自由に設定可能 なお、設定なしも可能とする。
フレキシブルタイム	午前5時から午後10時まで
最低勤務時間	1時間
週休日	原則土日 なお、追加で平日に設けることも可能とする。
休日における正規の勤務時間の割振り	7時間45分 なお、再任用短時間勤務職員については、1日につき7時間45分を超えない範囲で割り振られた正規の勤務時間とする。

3 給与上の取扱い

項 目		内 容
(1)	特殊勤務手当（日額）の特定化に当たっての支給延べ日数の算出方法	現行の再任用短時間勤務職員と同様の制度とする。
(2)	昇給抑制	現行制度の取扱いに加えて、正規の勤務時間が7時間45分を超える日の私事欠勤等及び時間単位の病気休暇については、7時間45分をもって1日とする。
(3)	勤勉手当の欠勤等日数(時間単位の私事欠勤等)	現行の再任用短時間勤務職員と同様の制度とする。
(4)	勤勉手当の減額率	現行の再任用短時間勤務職員と同様の制度とする。
(5)	超過勤務手当の算出方法（あらかじめ定められた正規の勤務時間を超えて勤務した場合）	現行制度の取扱いに加えて、再任用短時間勤務職員は、フルタイム職員の4週間を超えない範囲の正規の勤務時間までの時間に対し支給割合100/100の超過勤務手当を支給する。
(6)	超過勤務手当の算出方法（あらかじめ定められた1週間の正規の勤務時間を超えて週休日に正規の勤務時間を割り振られた場合）	現行制度の取扱いに加えて、振替後の週の正規の勤務時間が振替前の週の正規の勤務時間に満たない場合は、振替前の週の正規の勤務時間までの時間に対しては支給しない。 なお、再任用短時間勤務職員は1日につき7時間45分、1週間につき38時間45分に満たない時間に対しては支給しない。

4 適用時期

各区における職員の申告に基づく4週以内の変形労働時間制の導入日以後、適用する。

会計年度任用職員に係る期末手当支給月数の 改定時期の見直しについて(案)

1 趣旨

会計年度任用職員の任期を一会計年度内に定めている趣旨を踏まえ、期末手当の支給月数の改定時期に係る見直しを行う。

2 内容

会計年度任用職員に係る期末手当支給月数の改定時期について、常勤職員と同様に「年度内改定」とする取扱いを、「翌年度改定」とする取扱いに改める。

	現行	改正後
改定時期	引上げ・引下げ いずれも「年度内改定」	引上げ・引下げ いずれも「翌年度改定」

3 適用時期

令和5年度から適用する。